原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
第９２９回（非公開会合）議事概要

１．日時：令和２年１２月１０日（木）１３時３０分～１６時２０分

２．場所：原子力規制委員会　原子力規制庁内会議室

３．出席者：
原子力規制委員会　山中委員
原子力規制庁　山形緊急事態対策監、田口安全規制管理官、渡邉安全規制調整官
他９名

東京電力ホールディングス株式会社　山本原子力設備管理部長　他１２名
日本原子力発電株式会社　石坂常務取締役　他１３名

４．議題
（１）東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所６・７号炉の特定重大事故等対処施設に係る審査について
（２）日本原子力発電（株）東海第二発電所の特定重大事故等対処施設に係る審査について
（３）その他

５．配布資料
資料１－１　柏崎刈羽原子力発電所６号及び７号炉　特定重大事故等対処施設の設置について　＜耐震設計＞　指摘事項に対する回答
資料１－２　柏崎刈羽原子力発電所６号及び７号炉　特定重大事故等対処施設の設置について　＜耐震設計＞
資料１－３　柏崎刈羽原子力発電所６号及び７号炉　設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）　補足説明資料　＜地震による損傷の防止＞
資料１－４　柏崎刈羽原子力発電所６号及び７号炉　特定重大事故等対処施設の設置について　＜故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項＞＜原子炉建屋に設置する評価対象設備への考慮＞
資料１－５　柏崎刈羽原子力発電所６号及び７号炉　設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）　補足説明資料　＜故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項＞
資料１－６　柏崎刈羽原子力発電所６号及び７号炉　特定重大事故等対処施設の設置について　＜火災による損傷の防止＞
資料１－７　柏崎刈羽原子力発電所６号及び７号炉　設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）　補足説明資料　＜火災

による損傷の防止＞

資料２－１－１　東海第二発電所　原子炉設置変更許可申請書の一部補正の概要について（・特定重大事故等対処施設・既許可）

資料２－２－１　東海第二発電所　原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について　審査会合における指摘事項の回答

資料２－２－２　東海第二発電所　設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設に係る原子力事業者の技術的能力）

資料２－２－３　東海第二発電所　設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設に係る原子力事業者の技術的能力）補足説明資料

資料２－３－１　東海第二発電所　特定重大事故等対処施設　技術的能力の概要について

資料２－３－２　東海第二発電所 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）＜特定重大事故等対処施設に係る技術的能力＞

資料２－３－３　東海第二発電所 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）補足説明資料＜特定重大事故等対処施設に係る技術的能力＞

６．議事概要

（議題１）

（１）東京電力ホールディングス株式会社から、資料を用いて、柏崎刈羽原子力発電所６・７号炉に係る特定重大事故等対処施設に関する地震による損傷の防止、故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項及び火災による損傷の防止について説明があった。

（２）これに対し、原子力規制委員会は必要な指摘を行うとともに、今回の指摘に対する回答を含め、次回以降の審査会合等において引き続き審査を実施していく旨伝えた。

（３）東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

（４）なお、事業者から対面での審査会合の開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和２年６月２４日　第１２回原子力規制委員会配布資料）に基づき、対面で実施した。

（議題２）

（５）日本原子力発電株式会社から、資料を用いて、東海第二発電所に係る特定重大事故等対処施設に関する原子炉設置変更許可申請書の一部補正の概要、添付書類五及び技術的能力について説明があった。

（６）これに対し、原子力規制委員会は必要な指摘を行うとともに、今回の指摘に対する回答を含め、次回以降の審査会合等において引き続き審査を実施していく旨伝えた。

（７）日本原子力発電株式会社から、了解した旨の回答があった。

（８） なお、事業者から対面での審査会合の開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和２年６月２４日　第１２回原子力規制委員会配布資料）に基づき、対面で実施した。

以上